

別記様式（第2条関係）

会議結果報告書

平成26年10月7日

会議の名称	庁議
開催日時	平成26年10月7日（火）9時30分～10時30分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文、副市長 櫻井正彦、教育長 尾崎健市 企画部長 中村勝義、総務部長 丸山秀幸 市民生活部長 抜井俊、健康福祉部長 吉岡利昌、 都市整備部長 谷沢嘉弘、上下水道部長 神木 茂、 会計管理者 谷口 敬、議会事務局長 高橋良和、 教育政策部 菊原龍治、監査委員事務局長 原田隆一 (計13人)
欠席者職氏名	なし
説明員職氏名	【付議】 なし 【報告】 1、2 総務部長 丸山秀幸 3 健康福祉部長 吉岡利昌 【その他事項】 1、2 企画部長 中村勝義
議 題	【付議】 なし 【報告】 1 庁舎消防訓練について（総務部） 2 平成27年度予算編成方針について（総務部） 3 生活困窮者自立支援制度に基づく支援体制について（健康福祉部） 【その他事項】 1 市政功労者表彰式典について（企画部長）

	2 幹部職員の緊急時等における連絡体制について（企画部長）
--	-------------------------------

<p>結 果</p>	<p>【付議】 なし</p> <p>【報告】</p> <p>1 庁舎消防訓練について（総務部） 10月17日（金）に庁舎消防訓練を9時30分から10時35分まで実施する。また、当日は消防訓練終了後に起震車による地震擬似体験訓練を予定する。</p> <p>2 平成27年度予算編成方針について（総務部） 平成27年度の予算編成での基本的な考え方は、次の4点である。 1点目は、7つの基本方針、35の実行計画を着実に推進するための予算を計上すること。 2点目は、サマーレビューの結果を踏まえた予算とすること。 3点目は、我が国経済や国・県の動向をしっかりと把握し、時代の趨勢をとらえた的確な事業を考案すること。 4点目は、国の動向の中でも特に「まち・ひと・しごと創生本部」が創設されたことによる施策の策定状況について把握すること。 今後の主な予定</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>予算編成説明会</td> <td>10月17日</td> </tr> <tr> <td>予算入力期間</td> <td>10月17日～10月31日</td> </tr> <tr> <td>財政課長ヒアリング</td> <td>11月7日～11月14日</td> </tr> <tr> <td>部長査定</td> <td>1月7日～1月8日</td> </tr> <tr> <td>市長査定</td> <td>1月13日～1月16日</td> </tr> </table> <p>3 生活困窮者自立支援制度に基づく支援体制について（健康福祉部） 平成25年12月の国会で成立し、平成27年4月1日から施行される「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を本市において、総合的、一体的かつ効率的に推進するため、志木市生活困</p>	予算編成説明会	10月17日	予算入力期間	10月17日～10月31日	財政課長ヒアリング	11月7日～11月14日	部長査定	1月7日～1月8日	市長査定	1月13日～1月16日
予算編成説明会	10月17日										
予算入力期間	10月17日～10月31日										
財政課長ヒアリング	11月7日～11月14日										
部長査定	1月7日～1月8日										
市長査定	1月13日～1月16日										

	<p>窮者自立支援施策庁内推進会議を要綱により平成26年10月1日付けで設置したので報告する。</p> <p>【その他事項】</p> <p>1 市政功労者表彰式典について（企画部長） 平成26年10月25日（土）10時から、市政功労表彰式典を実施する。場所については、市民会館ホールである。</p> <p>2 幹部職員の緊急時等における連絡体制について（企画部長） 休日等における意思決定などに対する、幹部職員を含む職員への周知事項の伝達について確認すること。</p>
事務局職員職氏名	秘書広報課長 豊島俊二
その他必要事項	特になし

会議内容の記録（経過、結果等）

開会

企画部長が開会を告げる。

【報告】

1 庁舎消防訓練について（総務部）

○概要説明：総務部長

10月17日（金）に庁舎消防訓練を実施する。また、当日は消防訓練終了後に起震車による地震擬似体験訓練を予定する。

概要として、消防訓練日時は、平成26年10月17日（金）9時30分から10時35分までで、訓練項目としては、防護訓練・通報訓練・書類搬出訓練報告・救護訓練・初期消火訓練・避難誘導訓練・警備訓練とする。

訓練参加職員要請人数として、参加総数111名（職員108名）となる。

また、訓練終了後10時35分から11時15分まで、起震車による地震擬似体験訓練も合わせて実施する。

○質疑応答等

質問）企画部長

新規の訓練は。

回答）総務部長

起震車と煙の体験訓練である。

2 平成27年度予算編成方針について（総務部）

○概要説明：総務部長

今月は予算編成方針を各部局あてに発出し、いよいよ予算編成の作業が始まることになる。今回の予算要求は35の実行計画の着実な推進とサマーレビューの反映が大きな柱となる。各部局とも十分な検討を行った上で予算要求を行っていただきたい。

平成27年度の予算編成での基本的な考え方は、次の4点である。

1点目として、7つの基本方針、35の実行計画を着実に推進するための予算を計上すること。

2点目として、サマーレビューの結果を踏まえた予算とすること。

3点目として、我が国経済や国・県の動向をしっかりと把握し、時代の趨勢

をとらえた的確な事業を考案すること。

4点目として、国の動向の中でも特に「まち・ひと・しごと創生本部」が創設されたことによる施策の策定状況について把握すること。

正式な通知日及び説明会の日程は10月17日、予算見積書の財政課への提出期限は11月4日を予定している。正式通知後に作業を始めると十分な時間がとれないので、各部局内部では前倒しして予算要求資料の作成作業を進めることなど、的確な予算見積りに努め、市民にとって真に必要な予算編成をお願いする。

市長査定については、今年度も前年度と同様、1月に実施する予定で、その際に各部課長から市長へ説明していただいた上で、市長による査定を実施する予定で検討中である。

前年と同様、市長の「まちづくり35の実行計画」にある予算編成過程の公開を行う予定である。

○質疑応答等

質問) 上下水道部長

消費税の対応は。

回答) 総務部長

詳細は、17日の説明会ですが、上木は8パーセント、下期は10パーセントで要求することで考えている。

3 生活困窮者自立支援制度に基づく支援体制について (健康福祉部)

○概要説明：健康福祉部長

平成25年12月の国会で成立し、平成27年4月1日から施行される「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る。そのため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金その他の支援を一体的に行うため、志木市生活困窮者自立支援施策庁内推進会議を要綱により平成26年10月1日付けで設置した。

内容としては必須事業として、自立相談支援事業（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）実施する。

また、離職により住宅を失った生活困窮者に対し、家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給する。

さらに、任意事業として、就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相

談支援事業等の実施を予定している。

実施体制としては、庁内体制として、人権推進室、課税課、収税課、総合窓口課、産業観光課、福祉課、高齢者ふれあい課、子育て支援課、健康づくり支援課、健康増進センター、建築課、上下水道総務課、教育総務課、学校教育課の1室14課の協力と、関係機関との連携として、福祉事務所、運営機関として社会福祉協議会やNPO、社会福祉法人、ハローワークなどとの連携により実施していく。

○質疑応答等

質問) 副市長

基準や対象は何で定めるのか。任意事業は、条例制定でないのか。

回答) 健康福祉部長

今後、規則で制定する。担当課において、今後確認をしながら進める。

質問) 企画部長

生活保護との相談の整合は。

回答) 健康福祉部長

生活保護に至る前の段階の相談であり、連携を図って進める。

質問) 企画部長

任意事業については、今後、全庁で検討すべきでは。

回答) 健康福祉部長

政策推進会議にて、協議いただく予定である。

意見) 副市長

制度の実施方針は、推進体制以外の場所で検討すること。

自治事務の増加が予定される場合は、個別によく説明、調整すること。

【その他事項】

1 市政功労者表彰式典について (企画部長)

平成26年10月25日(土)10時から、市政功労表彰式典を実施する。
場所については、市民会館ホールである。

2 幹部職員の緊急時等における連絡体制について (企画部長)

休日等における意思決定などに対する、幹部職員を含む職員への周知事項の伝達については、自然災害に起因する事象についての周知事項と、その他事象

についての周知事項で、担当部課から生活安全課経由で危機管理室長が特別職に連絡を入れる場合と、担当部課から危機管理室に直接連絡する場合の2系統があるので、改めて確認を願いたい。

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。